		号外	ページ
三二	公害健康被害の補償等に関する法律第三十一条第二項の遺族補償標準給付基礎月額を定める件	二九	五九
三三	硫黄酸化物に係る特定工場等の規模に関する基準に係る原料及び燃料の量の重油の量への換算方法及び窒素酸化物に係る特定工場等の規模に関する基準に係る原料及び燃料の量の重油の量への換算方法の一部を改正する件	三一	五八
三四	阿寒国立公園に関するオンネトー湯の滝生態系維持回復事業計画の策定に係る件	三一	五六
三五	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十四号ハの規定に基づき、次の区域を指定する件	三一	五六
三六	土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件の一部を改正する件	三一	六〇
	○原子力規制委員会		
二	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定により登録検査機関の登録事項を変更する件	七	五
三	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の規定により登録定期確認機関の登録事項を変更する件	七	五
	○防　衛　省		
三四	アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が決定された件	三	七
三五―四一	海上における射撃訓練を実施する件	一三	五
四二	海上における射撃訓練等を実施する件	一三	六
四三	海上自衛隊の使用する船舶の信号符字を取消す件	二三	九
四四―四六	海上における空対空射撃訓練を実施する件	二四	七
四七―五二	海上における射撃訓練を実施する件	二七	八
五三―五四	海上における射撃訓練等を実施する件	二七	九
五五	昭和四十九年防衛施設庁告示第七号の一部を改正する件	二九	五九
五六	自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額の特例の一部を改正する件	三〇	八
五七	海上における射撃訓練を実施する件	三〇	九
五八―五九	海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件	三〇	九
六〇―六三	海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件	三〇	九
	○東北厚生局		
一	生活保護法第五十五条の三に基づく指定医療機関に関する告示	三一	六
	○東海北陸厚生局		
一	生活保護法第五十五条の三に基づく指定医療機関に関する告示	三一	六
	○近畿厚生局		
一	生活保護法第五十五条の三に基づく指定医療機関に関する告示	三一	六
	○中国四国厚生局		
一	生活保護法第五十五条の三に基づく指定医療機関に関する告示	三一	六
	○東北地方整備局		
五二―五三	道路に関する件	一	四
五四―五六	都市計画に関する件	三	七
五七	〃	六	九
五八	道路に関する件	七	五
五九―六〇	〃	八	七
六一―六二	〃	一〇	六八
六三	浄化槽の型式の認定を更新した件	一〇	六九
六四	道路に関する件	一六	五
六五	土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件	一六	五
六六―六七	道路に関する件	一六	六
六八―七七	〃	一七	四
七八	〃	二一	四三
七九―八二	都市計画に関する件	二二	三五
八三	道路に関する件	二二	三五
八四―八七	〃	二三	三
八八	名取川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件	二四	七九
八九―九三	道路に関する件	二四	七九
九四	土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件	二四	八〇
九五	道路に関する件	二八	六九
九六―一〇二	〃	二九	五九
一〇三―一一〇	〃	三〇	一七
一一一―一三五	〃	三一	二〇五
	○関東地方整備局		
五九―六〇	道路に関する件	一	四
六一	建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の住所等を変更する件	二	八
六二	道路に関する件	八	八
六三	〃	一四	九
六四―六五	都市計画に関する件	一五	九
六六	道路に関する件	一五	一〇
六七―七〇	〃	一七	五
七一	富士川水系富士川（釜無川を含む）、笛吹川、御勅使川、早川、塩川、日川及び重川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間について定めた件	二一	四三
七二	利根川水系小貝川及び大谷川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間について定めた件	二一	四三
七三	土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件	二一	四三
七四	道路に関する件	二一	四四